

東京都廃棄物審議会

(第27回)

会議次第

日時 令和4年12月16日(金) 10時00分～12時00分

形式 WEB会議

- 議事
- (1) 会長選出
 - (2) 諮問
 - (3) 災害廃棄物処理計画の進捗状況について
 - (4) 災害廃棄物処理計画部会の設置について
 - (5) 資源循環・廃棄物処理計画に基づく主な施策の実施状況について
 - (6) その他

< 配付資料 >

- 資料1 東京都廃棄物審議会委員名簿
- 資料2 諮問の趣旨
- 資料3 諮問書(写)
- 資料4 東京都災害廃棄物処理計画(概要)
- 資料5 東京都災害廃棄物処理計画の改定のポイント
- 資料6 東京都廃棄物審議会災害廃棄物処理計画部会委員名簿
- 資料7 主な施策の実施状況
- 資料8 東京都災害廃棄物処理計画 改定スケジュール(予定)
- 参考資料1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抄)
- 参考資料2 東京都廃棄物条例(抄)
- 参考資料3 東京都廃棄物審議会運営要綱
- 参考資料4 東京都資源循環・廃棄物処理計画の位置づけ

- 参考資料 5 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
- 参考資料 6 東京都資源循環・廃棄物処理計画【概要版】
- 参考資料 7 プラスチック対策の進捗状況
- 参考資料 8 食品ロス対策の進捗状況
- 参考資料 9 定量目標と実績

東京都廃棄物審議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

天 野 路 子	一般財団法人地球・人間環境フォーラム 研究主任
大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費生活アドバイザー
岡 山 朋 子	大正大学地域創生学部 教授
蟹 江 憲 史	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授
鬼 沢 良 子	NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット 理事長
後 藤 麻 里	東京商工会議所産業政策第二部 主任調査役
斉 藤 崇	杏林大学総合政策学部 教授
櫻 田 昭 正	三宅村長
佐 藤 泉	弁護士
澁 谷 桂 司	清瀬市長
鈴 木 隆 博	日本チェーンストア協会環境委員会 委員
鈴 木 宏 和	一般社団法人東京都産業資源循環協会 会長
高 崎 英 人	一般社団法人日本建設業連合会環境委員会建築副産物部会 部会長
高 田 光 康 (臨時委員)	公益財団法人廃棄物・3R研究財団 研究参与
田 崎 智 宏	国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域 資源循環社会システム研究室 室長
多 島 良 (臨時委員)	国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域 資源循環社会システム研究室 主任研究員
戸 部 昇	公益社団法人東京都リサイクル事業協会 副理事長
西 川 太一郎	荒川区長
平 湯 直 子	武蔵野大学経済学部 教授
宮 脇 健太郎	明星大学理工学部 教授
村 上 進 亮	東京大学大学院工学系研究科 教授
森 朋 子 (臨時委員)	国土舘大学政経学部 講師
森 本 英 香	早稲田大学法学部 教授

諮問の趣旨

（諮問の趣旨）

現行の東京都災害廃棄物処理計画は、2017（平成 29）年 6 月に策定して以来 5 年が経過した。この間、大型台風による被害が発生していることや、本年、首都直下地震等による被害想定の見直しが行われたことから、同計画の改定について諮問する。

（検討いただきたい事項）

災害廃棄物処理計画を実効あるものとするため、東日本大震災をはじめとする各地の自然災害に伴う災害廃棄物処理の経験等から得られた教訓やノウハウを踏まえ、次の事項について御検討いただきたい。

- 1 風水害等による災害に伴う災害廃棄物処理のあり方
- 2 災害廃棄物処理計画の更なる実効性向上に向けた具体的な方策

（背景）

- 東日本大震災等の近年の大規模災害時においては、災害廃棄物の適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速にこれを行うための体制等が不十分であることが明らかになった。
- このような状況を踏まえ、2016（平成 28）年 7 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法が改正され、非常災害に対する事前の備えを図り、非常災害時においても処理能力を確保するための処理施設の整備及びその適正な処理を確保するために必要な体制について明らかにすることとなり、都では、主に首都直下地震を想定した対応策を検討し、2017（平成 29）年 6 月に現行の災害廃棄物処理計画を策定した。
- その後、2018（平成 30）年の西日本豪雨、2019（令和元）年の台風 15 号・19 号の上陸に伴う風水害により、200 万トン以上の災害廃棄物が発生する事態に直面することとなり、発災後早い時期に排出される片付けごみへの対応、土砂混じりの廃棄物の処理等について、現行計画で十分に対応できない部分があることが判明した。
- 地球規模での環境問題、とりわけ気候危機が一層深刻化する中、今後とも大規模な風水害が発生すると見込まれており、早急に風水害に伴う廃棄物処理のあり方を検討する必要がある。

4 環資計第 5 9 1 号

東京都廃棄物審議会

東京都廃棄物条例（平成 4 年東京都条例第 1 4 0 号）
第 2 4 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について、
東京都廃棄物審議会に諮問する。

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

東京都知事 小池百合子

記

東京都災害廃棄物処理計画の改定について

東京都災害廃棄物処理計画（概要）

1 計画の目的

- ① 首都直下地震をはじめとする災害に伴い発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理体制を確保し、適正に処理することにより、都民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧、復興に貢献
- ② 発災後に想定される事態を平常時にあらかじめ想定しておくことによって、発災初動期の混乱を最小化

2 計画の位置付け

- 2016（平成 28）年 3 月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」において、災害廃棄物を適切に処理するために計画を策定するとしたもの
- 国の法律及び指針を踏まえ、東京都地域防災計画との整合を図り（図 1 参照）、災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方、廃棄物の処理を進めるに当たって必要となる体制、処理の方法などの基本事項を規定
- 平常時から発災後を想定して、各主体の役割分担を整理し、それぞれが取り組むべき内容を明確化

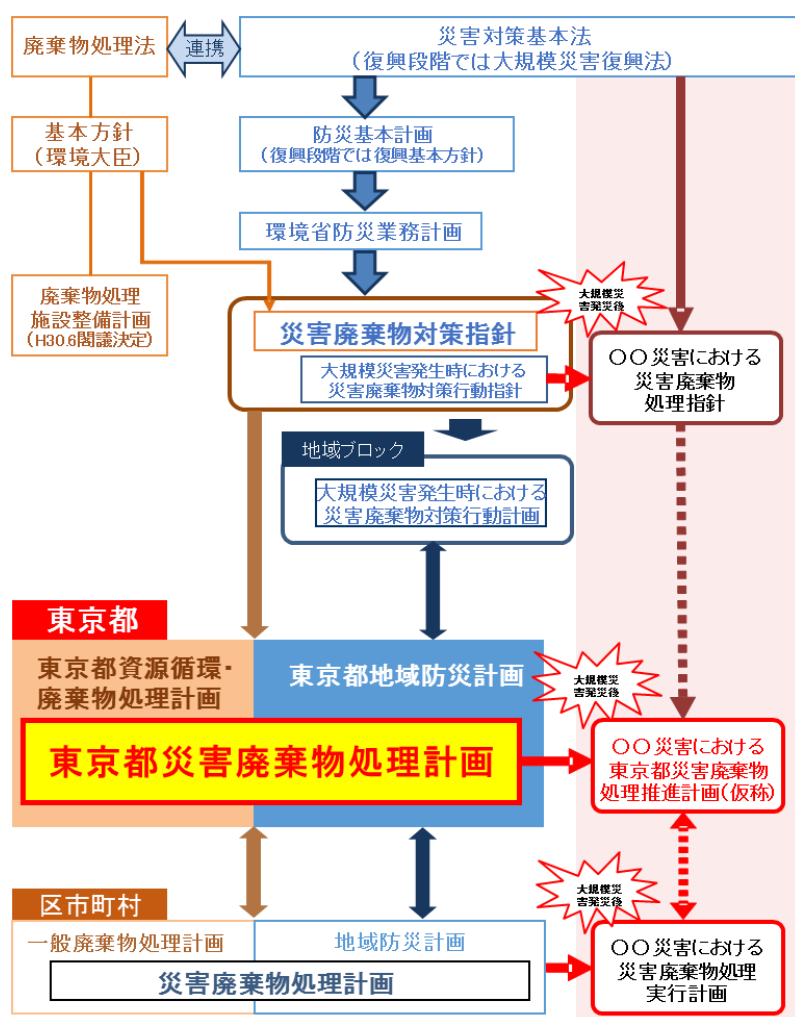


図1 災害廃棄物処理計画の位置付け

※大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（2015（平成 27）年 11 月、環境省大臣官房・廃棄物リサイクル対策部）をもとに一部、加筆修正

3 計画の対象

(1) 対象とする災害

- 自然災害（地震災害、風水害及び火山災害）を対象

(2) 対象とする廃棄物

- 災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、災害に伴い排出される廃棄物の処理が必要
- 本計画で対象とする廃棄物は、表 1 の赤枠内で示す災害廃棄物

表 1 災害時における廃棄物の分類

廃棄物の種類		概要
一般 廃棄物	災害廃棄物	・被災した住民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く。）※ ・避難施設で排出される生活ごみ（避難所ごみ）※ ・一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ） ・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物 ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・被災施設の仮設トイレからのし尿 ・被災した事業場からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く。） ・その他、災害に起因する廃棄物
	家庭ごみ し尿	・通常生活で排出される生活ごみ ・通常家庭のし尿
	事業系 一般廃棄物	・事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）
産業廃棄物		・廃棄物処理法第 2 条第 4 項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

※被災した住民の排出する生活ごみ、避難所ごみは、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外

4 計画の特徴

(1) 災害廃棄物処理の基本方針

- 廃棄物の排出者であり、また被災者でもある都民の目線に立って、「安全で安心できる処理」、「復旧、復興に資する処理」、「持続性を確保できる処理」の視点を重視
- これら3つの視点を踏まえ、災害廃棄物処理の促進を図るための基本方針を表2のとおり規定

表2 7つの基本方針

1 計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進する。
2 リサイクルの推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別と選別により可能な限りリサイクルを推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。
3 迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う。
4 環境に配慮した処理	混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進する。
5 衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図る。
6 安全の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。
7 経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。

(2) 区市町村と都の役割分担を明確化

- これまでの大規模災害を教訓として、平常時からの関係機関同士の連携体制の準備や、発災初動時に廃棄物の分別を徹底することが重要であるため、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うための事前準備について明記
- 災害廃棄物処理の実施主体である区市町村と、広域自治体として調整機能を果たす東京都の役割を明確化し、平常時から区市町村及び都が災害に備えて連携して対応すべき事項を整理（表3参照）
- また、発災後に取り組むべき事項についても、初動期、応急対策期、災害復旧・復興期の各フェーズごと、各主体ごとに整理
- 都は、この計画に基づき、区市町村における災害廃棄物処理の計画策定を支援

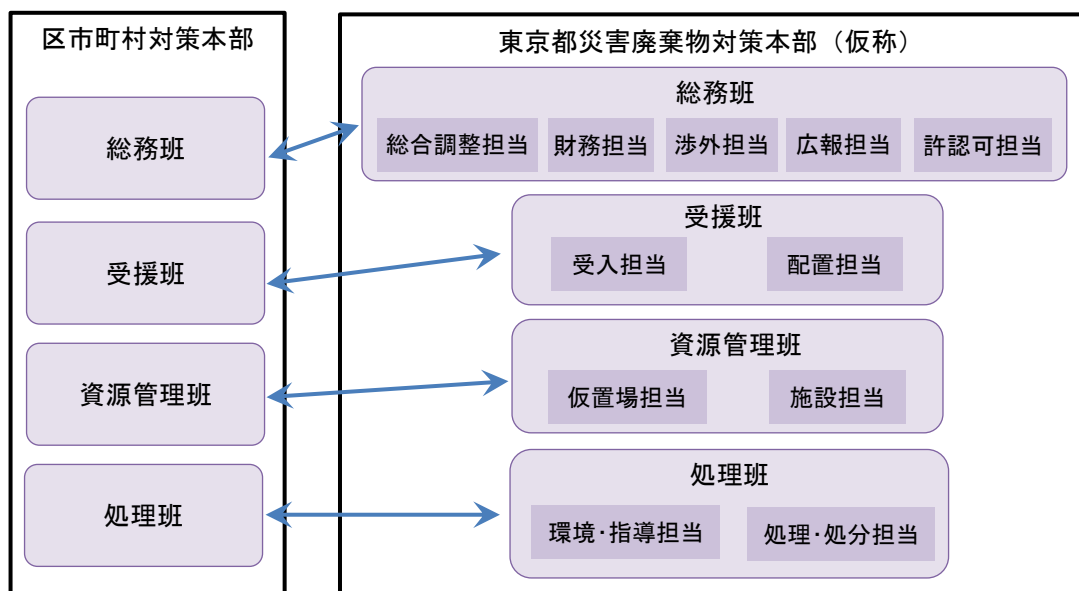
表3 各主体が取り組むべき主な事項

経過		区市町村	都
発災後	平常時	・処理計画の策定、見直し ・周辺自治体との共同処理体制の整備 ・実務的な業務手順、様式等の整備 ・仮置場の選定、準備 ・処理施設の強^{きょうじん}靱化 ・災害廃棄物対策に係る研修、訓練の実施等	・区市町村処理計画の策定支援 ・都外自治体との連携強化、受援内容の整理 ・災害廃棄物対策マニュアル（仮称）整備 ・都が所有するオープンスペースの把握 ・災害廃棄物対策に係る研修、訓練の実施 ・計画の見直し 等
	初期	・生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理 ・建物等の損壊物の対応 ・公費解体受付の準備 ・仮置場の設置・運営 ・住民への広報 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 等	・都内における被災状況の集約 ・東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の設置 ・受援体制の整備 ・災害廃棄物処理推進計画（仮称）の策定 ・区市町村処理実行計画の策定支援 等
	応急対策期	・公費解体の受付、解体工事 ・仮置場の運営 ・国庫補助金対応 等	・都外自治体、関係機関からの受援 ・都への事務委託を受けた場合の災害廃棄物処理 等
	復興期	・災害廃棄物処理実行計画の見直し ・復興資材の活用 等	・災害廃棄物処理推進計画の見直し ・復興資材の活用 等

（３）発災後に都及び区市町村が備えるべき組織体制

- 都と区市町村で互いのカウンターパートが明確になるよう、発災時における共通の組織体制を構築し、コミュニケーションを円滑化（図２参照）

図２ 発災後に設置する組織のイメージ



- 計画の実効性を更に高めるため、都と区市町村で、訓練や演習を実施し、必要に応じて計画の見直しを実施

(4) 発災後の受援内容を整理

- これまでの災害における都から被災自治体への職員派遣の経験を踏まえ、平常時から、発災後に備え、都外自治体、事業者団体・民間事業者、学識経験者からの支援を想定
- 各主体の廃棄物処理に係る知識・経験に応じた受援内容を整理（表4参照）

表4 受援メニュー例

区分	受援メニュー（例）		自治体	事業者・団体
知見に関する支援	総合調整	対応方針検討、各種業務調整	○※	—
	計画作成	災害廃棄物処理推進計画（仮称）作成の補助		
	設計・積算	発注に係る設計及び積算の補助		
	契約	契約事務の補助		
	書類作成	災害報告書等の作成の補助		
資機材に関する支援	収集運搬	生活ごみ等の収集運搬車両	○	○
	処分	中間処理に関する広域支援		
人員に関する支援	情報収集	被災自治体の対応状況に係る情報収集	○	—
	仮置場設置	仮置場における管理状況の監督		
	現地確認	避難所や仮置場の現地確認		
	窓口対応	窓口問合せ		
	広報	都民への広報（分別等）		

※専門的な知識や過去の経験を有する者

(5) その他

- 仮置場の設置・運営、都民への広報、都が事務委託を受ける際の考え方の整理など、災害対応における必要事項を整理
- 計画の実効性を高めるため、計画の見直しを行うべき状況、関係主体との連携方策等を整理
- 災害廃棄物発生量、処理可能量等の推計方法など、処理に必要な情報を掲載

1 災害廃棄物発生量

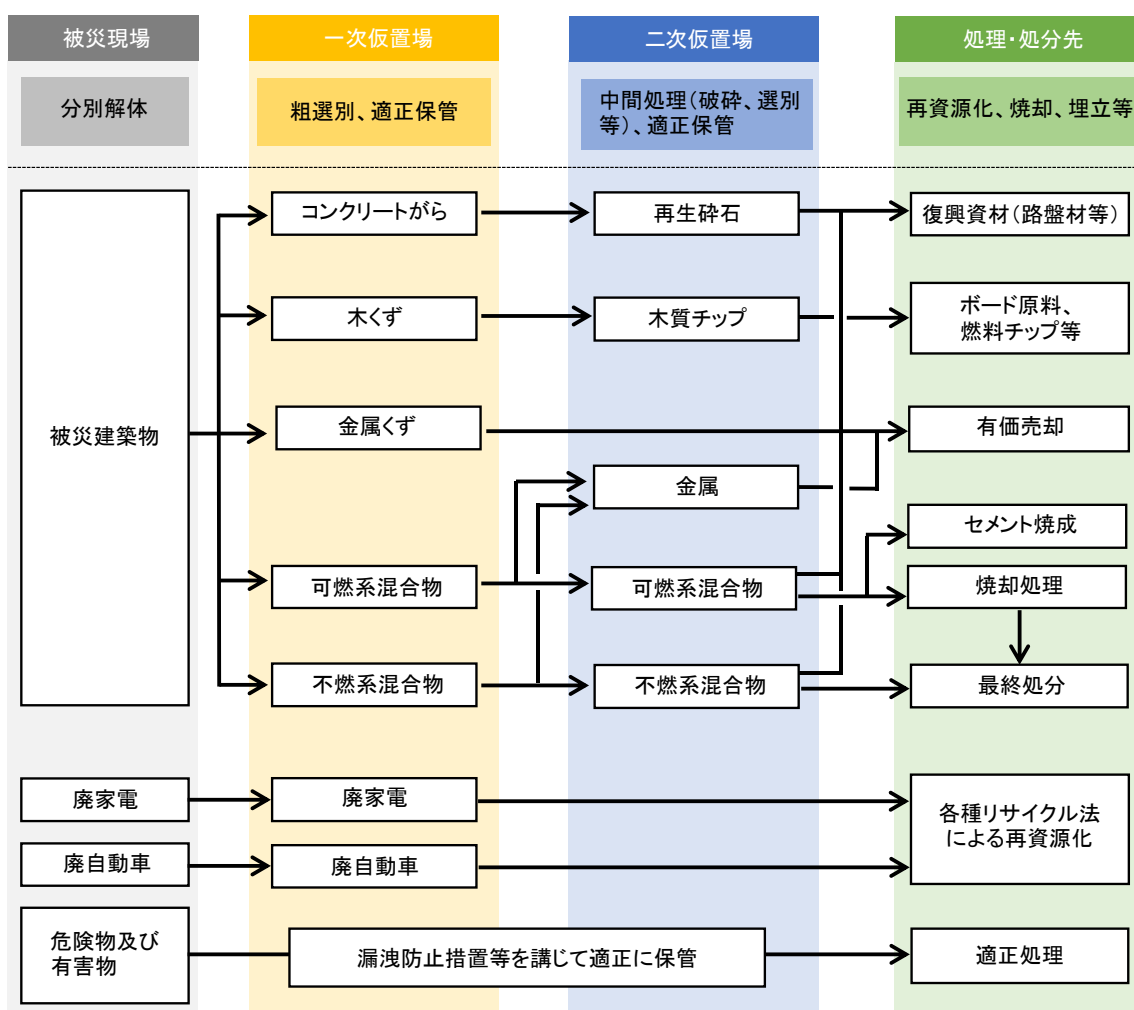
○ 被害想定と災害廃棄物の推定発生量は下表のとおり

区分	建物被害（棟）			災害廃棄物推定発生量 （万トン）	
	全壊	半壊	焼失		
東京湾北部地震 M7.3	116,224	329,484	201,249	区部	4,047
				多摩	240
				都内計	4,287
多摩直下地震 M7.3	75,668	329,554	65,770	区部	2,071
				多摩	1,050
				都内計	3,121

（参考）阪神・淡路大震災 約2千万トン（うち市町による処理約1450万トン）
 東日本大震災 約2千万トン（津波堆積物 約1千万トンを除く）
 熊本地震 約289万トン（熊本県災害廃棄物処理実行計画～第2版～）

2 災害廃棄物処理の流れ

○ 被災建築物の分別解体や仮置場における破碎、選別を徹底することで、災害時であっても可能な限りリサイクルを推進することによって、埋立処分場を延命化



- 発災後に想定される状況の変化に対応するため、各段階ごとに取り組むべきことを整理

(仮に３年間で処理を完了するとした場合)

時期	発災直後	３日目まで	３か月目まで	６か月目まで	２年間まで	処理完了まで
対応すべき事項	迅速な体制整備に向けた準備	被害状況把握 住民周知 仮置場運営	公費解体の受付や解体工事	円滑な処理ルート確保	処理体制の継続的改善	処理完了に向けた準備
対応策例	仮置場の選定、確保	被災状況の集約	広域処理の検討	中間処理、再資源化の実施	人材、資機材の最適配分	仮置場の現状回復

3 災害廃棄物の種類

コンクリートがら		
木くず		
金属くず		
可燃系混合物		
不燃系混合物		

出典：「災害廃棄物の種類」（環境省 災害廃棄物対策情報サイト）

東京都災害廃棄物処理計画の改定のポイント

東京都では、2017（平成 29）年 6 月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定し、7 つの基本方針を基に、平常時から発災後を想定して、各主体の役割分担を整理し、それぞれが取り組むべき内容を明確化することで、迅速かつ適切な災害廃棄物処理に向けた体制整備を行ってきた。今年度、都における震災時の被害想定が見直されたことや、近年増加している風水害への対策の強化等を図るため、本審議会に、東京都災害廃棄物処理計画の改定を諮問し、新計画の策定を行う。

《改定のポイント》

1 風水害への対応強化

近年、特に水害に大きな影響を及ぼす降水量は年々増加傾向にあり、全国各地で毎年のように甚大な被害が発生していることを踏まえ、都における災害廃棄物発生量を推計するとともに、風水害における発災前後の対応について、都内を含む各地の災害廃棄物処理等から得られた教訓や最新の知見等を踏まえて修正する。

2 現行計画策定後の都及び区市町村の取組の進捗

都内区市町村の災害廃棄物処理計画の策定が進んだことから、それらから課題等を抽出するとともに、都内を含む各地の災害廃棄物処理等から得られた教訓等や最新の知見を踏まえて、都内区市町村の災害廃棄物処理の実効性向上を目指す。

3 令和元年房総半島台風及び東日本台風における広域支援で得られた知見の反映

令和元年房総半島台風及び東日本台風では、千葉県内及び茨城県内の自治体に職員を派遣したほか、令和元年東日本台風では宮城県内の自治体の災害廃棄物を都内で受け入れ、処理を行った。その経験を踏まえ、各主体の役割分担の整理及び連携強化を行う。

4 震災時の被害想定の見直しへの対応

今年度、首都直下地震等による東京の被害想定が見直されたため、都内全体での要処理量及び処理可能量の比較を行い、必要に応じて記載を見直す。

5 近年の災害廃棄物処理に関する国の動向への対応

国が策定した「災害廃棄物対策指針（環境省）」、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル（環境省・防衛省）」及び「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画（環境省）」等の内容を計画に反映する。

東京都廃棄物審議会災害廃棄物処理計画部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

岡 山 朋 子 大正大学地域創生学部 教授

高 田 光 康 公益財団法人廃棄物・3R研究財団 研究参与

多 島 良 国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域
資源循環社会システム研究室 主任研究員

宮 脇 健太郎 明星大学理工学部 教授

森 朋 子 国土舘大学政経学部 講師

主な施策の実施状況

1 資源ロスの更なる削減

<プラスチックの資源循環>

主な取組

- 令和元年 12 月に「プラスチック削減プログラム」を策定し、2050 年 CO₂ 実質ゼロに向けて、使い捨てを見直し、リユースを基調とした社会への変革を目指すなど、今後の施策の方向性を提示
- 2R（リデュース・リユース）ビジネスの主流化や水平リサイクルの実装を進めることで、CO₂ 排出実質ゼロの「カーボン・クローズド・サイクル」を実現（4 で詳述）
- 先進企業による新たなビジネスモデルの構築を支援（4 で詳述）

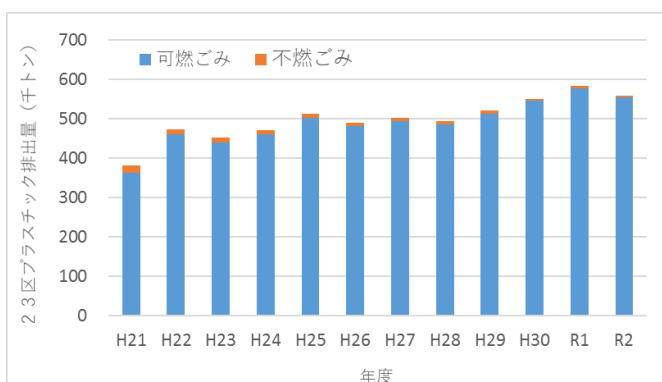
実施状況

■プラスチック排出傾向

- ・23 区から排出されるプラスチック排出量 99%が可燃ごみとして排出
- 可燃ごみ：R2 は H21 に比べて 53%増
- 不燃ごみ：R2 は H21 に比べて 73%減

■新たなビジネスモデル構築支援の事業

- ・テイクアウト用リユース容器のシェアリングサービスを実証
- ・調査分析事業：テイクアウトやデリバリーでのリユース容器シェアリングサービス
- ・実証事業：リユース容器を使用した商品販売ビジネスモデル実証 など



<食品ロスの削減>

主な取組

- 東京都食品ロス削減パートナーシップ会議からの提言及び国の基本方針を踏まえ、令和 3 年 3 月に「東京都食品ロス削減推進計画」を策定
- 都でマッチングシステムを構築し、都などが保有する防災備蓄食品をフードバンク等に寄贈
累計 74 千食（期間：令和 2 年 2 月～4 年 10 月）
- 食品ロス削減に向けた新たな取組を促すモデル事業を実施（4 で詳述）

実施状況

■都内の発生量の状況（令和元年度）

食品廃棄物発生量：1,723 千トン
食品ロス発生量：445 千トン
⇒食品ロス発生量は減少傾向

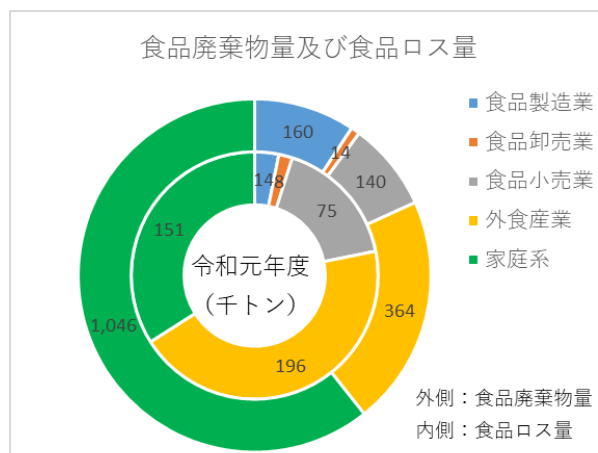
食品ロス発生量の推移（単位：千トン）

	H27	H29	R1
事業系	373	385	294
家庭系	131	125	151

（環境局推計）

■フードテックを活用したアップサイクル促進事業

- ・廃棄間近のパンや災害備蓄品等からクラフトビールを醸造、販売
- ・アップサイクル食品の商品開発からブランディングまでの一気通貫のビジネス創出 など



主な施策の実施状況

2 廃棄物の循環利用の更なる促進

<事業者による循環利用促進>

主な取組

- 首都圏の廃棄物問題の解決を図るとともに、循環型社会への変革を推進することを目的に、国の都市再生プロジェクトの一環として、東京臨海部において廃棄物処理・リサイクル施設を整備
- 区市町村と連携し、オフィスや商業施設等にアドバイザーを派遣し、事業者の3Rを後押し

実施状況

■スーパーエコタウン施設の整備

10 社、13 施設

■見学会参加者

	H29	H30	R1
参加者 総数（人）	762	743	601
平均参加者 （人／回）	42	41	35

- 3R推進アドバイザー
・現場に則した3Rを助言

建設混合廃棄物 リサイクル施設	廃情報機器等 リサイクル施設	食品廃棄物 飼料化施設	がれき類・泥土 リサイクル施設	埋設廃棄物 リサイクル施設	PCB廃棄物 処理施設
高俊興業株式会社	株式会社リーテム	株式会社アルフォ	成友興業株式会社	株式会社S.P.E.C	中間貯蔵・環境安全 事業株式会社
大田区城南島地区					
建設混合廃棄物 リサイクル施設 （第1、2工場）	廃情報機器等 リサイクル施設	食品廃棄物 バイオガス発電施設	埋設廃棄物・泥土 リサイクル施設	食品廃棄物 飼料化・バイオガス 発電施設	ガス化熔融等 発電施設
株式会社タケエイ	株式会社 フューチャー・エコロジー	バイオエナジー 株式会社	成友興業株式会社	株式会社アルフォ	J & T 環境株式会社

<再生品の利用促進>

主な取組

- 都内の清掃工場から排出される焼却灰について、セメント原料等としてリサイクルを実施

実施状況

■エコセメント

- ・多摩地域（26市3町1村）のうち25市1町から排出される焼却灰を減量化し、土木建築資材として製造した製品を公共工事等で利用

■焼却灰の資源化（23区から排出される焼却灰の資源化）

	H30	R1	R2	R3
セメント原料化（トン）	32,958	39,820	50,681	59,785
徐冷スラグ化（トン）	1,817	5,473	7,204	10,195
焼成砂化（トン）	—	—	393	999

（注）

- ・徐冷スラグ化は、H30は予備調査、R元は実証確認として搬出
- ・焼成砂化は、R2から実証確認中



エコタロー

<環境に配慮した製品の選択>

主な取組

- 東京都グリーン購入ガイド等において、都が調達する物品や役務に係る環境配慮の基準を強化

実施状況

■東京都グリーン購入ガイド《本庁組織版》（令和4年）

〈文具類〉

- ▶製品全体又は部品及び容器包装について、素材の種類削減などの環境配慮を要求（水準2）

〈産業廃棄物処理契約〉

- ▶電子マニフェストを導入している業者であることの要件を水準2から水準1に格上げ

〈エコマーク製品・役務〉

- ▶文具類、被服、コピー機・複合機、プロジェクタ、電子計算機、デジタル印刷機、テレビ、ビデオ、清掃等の製品及び役務でエコマークの認定を受けているものを追加

主な施策の実施状況

3 廃棄物処理システムの強化

<超高齢化社会の到来や人口減少等に伴う社会構造の変化への対応>

主な取組

- 超高齢化社会を見据え、高齢者のごみ出しサポートや違法な遺品整理対策等の適正処理確保に向けた施策、新たな資源循環施策を実施
- 事業系廃棄物 3R ルート多様化に向けたモデル事業（3R ルート多様化事業）を実施し、ICT 等の最新技術の活用による業務プロセスの効率化に向けた取組を実証

実施状況

- 地域環境力活性化事業により区市町村の以下の取組を財政支援
 - ・水銀含有廃棄物や在宅医療廃棄物の適正処理、小型電子機器リサイクル等の促進事業
 - ・ごみの適正排出のための分かりやすい分別指導や戸別収集（ふれあい収集）等によるごみの排出サポートに係る事業
 - ・R4 から紙おむつのリサイクル事業等のメニューを拡充

区市町村による利用件数の推移

メニュー	H28	H29	H30	R1	R2	R3
古紙持ち去り対策 ※1	3	1	1	1	0	0
再資源化・適正処理推進 ※2	13	17	12	6	4	1
食品ロス・リサイクル対策	1	8	13	18	21	18
清掃美化推進（R2～）					3	8
災害廃棄物処理計画策定	0	4	12	7	7	12

※1 古紙持ち去り対策については R3 から「地域の健全なリサイクルシステム維持支援事業」に組み替え、継続して実施している。

※2 「再資源化・適正処理推進事業」には、水銀処理、小電、在宅医療、排出サポートなどが含まれる。

- 事業系廃棄物 3R ルート多様化に向けたモデル事業
 - ・ICT 技術などを活用し、廃棄物の排出から処理までをデジタル化し、インターネット経由で管理するとともに、実績報告書の作成を自動化する事業を実施し、ICT 技術の有効性を確認

<廃棄物処理システムの強靱化及び高度化>

主な取組

- 3R ルート多様化事業を実施し、ICT・AI 等の最新技術の活用による処理プロセス・リサイクルの省人化、効率化、高度化に向けた取組を実証
- 社会的な問題となっているリチウムイオン電池等の廃棄物の処理の新たな仕組みを検討
- 処理期限が迫っている PCB 廃棄物の処理を着実に実施

実施状況

- 3R ルート多様化事業
 - ・人手不足や労働環境上の問題を抱える建設混合廃棄物処理において、AI 選別ロボットの導入可能性を実証
- リチウムイオン電池対策
 - ・区市町村、消防庁、業界団体と連携し、都民や事業者への適切な分別・廃棄の周知
 - ・区市町村の分別回収への取組に対して財政支援を実施



■PCB 処理状況（都内分）

（令和4年3月末現在）

	登録累計数	搬入累計数	進捗率	未搬入数
変圧器類	1,463 台	1,463 台	100%	0 台
コンデンサー類	33,229 台	32,868 台	98.9%	361 台

※「登録累計数」は、令和4年3月末時点でJESCOに登録されている数

※JESCO 資料から環境局作成

主な施策の実施状況

4 健全で信頼される静脈ビジネスの発展

<新たなビジネスの創出>

主な取組

《プラスチック対策》

○2R（リデュース・リユース）ビジネスの主流化や水平リサイクルの実装を進めることで、CO₂排出実質ゼロの「カーボン・クローズド・サイクル」を実現（再掲）

○廃プラスチックの高度リサイクルの仕組みを社会実装するため、事業者が取り組む革新的なビジネスモデルを技術的・財政的に支援（再掲）

《食品ロス削減対策》

○ICT等を活用した高精度な需要予測の利用促進のほか、高度な包装・冷凍技術による食品のロングライフ化など、新たなビジネスモデルの構築を支援することで食品ロス削減の取組を促進（再掲）

実施状況

■新たなビジネスモデル構築支援の事業

【～令和2年度】

- ・日用品の使用済みボトルや詰め替えパウチ容器等を回収し、ボトル容器への水平リサイクル検証
- ・商業施設から発生するきれいなプラスチックの効率的回収、リサイクルを実証
- ・建設現場から出る廃プラスチックのマテリアルリサイクル

【令和3年度】

- ・コーヒーショップにおけるテイクアウト用リユース容器のシェアリングサービスを実証

【令和4年度】

- ・調査分析事業：テイクアウトやデリバリーでのリユース容器シェアリングサービス
- ・実証事業：リユース容器を使用した商品販売ビジネスモデル実証

■フードテックを活用したアップサイクル促進事業

【令和3年度】

- ・中小ベーカリーの総菜パン・菓子パン等を特殊冷凍することで、保存期限を延長し、販売時のロスを削減
- ・飲食店にて調理した食品を急速冷凍機により高品質に凍結し、自動販売機で販売

【令和4年度】

- ・廃棄間近のパンや災害備蓄品等からクラフトビールを醸造、販売
- ・アップサイクル食品の商品開発からブランディングまでの一気通貫のビジネス創出



<環境対策と経済の両立>

主な取組

○東京サーキュラーエコノミー推進センター（T-CEC）と連携し、持続可能な資源利用についての情報発信や、資源循環に係る取組を支援

実施状況

■T-CEC との連携事業

- ・都民や事業者等からの資源循環利用に係る相談を T-CEC がワンストップで受け付け、法適合性の助言、効果的なコーディネートなどにより取組を支援
- ・消費者の行動変容を促すための普及啓発
- ・リユースやアップサイクルなどサーキュラービジネスの創出を後押し



主な施策の実施状況

5 社会的課題への的確な対応

<新型コロナウイルス感染症等への対応>

主な取組

- 廃棄物処理業者等に対して必要な情報を提供するとともに、必要な資材を提供することで、廃棄物処理システムの安定的な稼働を担保
- 都が運営する宿泊療養施設やワクチン接種会場から排出される廃棄物の適正処理を確保

実施状況

- 廃棄物処理業者等への支援
 - ・業界団体と連携し、国が策定したガイドラインやマニュアル等を講習会や研修会等で周知
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大当初、消毒液やマスク等が不足したため、それらの保護具等を都が調達し、廃棄物処理業者等に支給することにより、事業継続を確保
- 適正処理の確保
 - ・宿泊療養施設等に対してウイルスが付着している恐れのある廃棄物を適正に処理する方法を指導

<災害廃棄物処理体制の構築>

主な取組

- 地域環境力活性化事業において区市町村に災害廃棄物処理計画の策定促進に対する財政支援を実施
- 区市町村職員を対象に災害廃棄物対策の情報交換会を開催し、情報の共有を図るとともに、課題抽出型の図上訓練等の演習を実施
- 他県の災害被災地に職員を派遣し、災害廃棄物排出量の推計、処理実行計画の策定などを支援
- 他県の災害廃棄物を都内清掃工場等で処理するなどの支援を実施

実施状況

- 区市町村の災害廃棄物処理計画策定状況
49 自治体（全体の 79%）（令和 4 年 3 月現在）
- 令和元年台風 15 号、19 号による都内の災害廃棄物発生量
 - ・台風 15 号：大島町 7,640 トン、新島村 3,930 トン
 - ・台風 19 号：大田区、世田谷区、八王子市、青梅市、調布市、狛江市及びあきる野市 合計 4,730 トン

- 広域処理支援（都内清掃工場での災害廃棄物受入）
 - ・令和元年台風 19 号に伴う災害廃棄物（単位：トン）

被災自治体	令和元年度	令和 2 年度
宮城県大崎市	6 4 3	5, 1 2 3

- 被災地災害廃棄物処理支援
 - ・平成 30 年 7 月西日本豪雨災害の支援
広島県に初動対応の人員派遣 第 3 陣まで合計 14 名の職員を派遣
広島県及び 5 市町に応急対策期における災害報告書等作成支援
合計 21 名の職員を人員派遣（都 7 名、都内区市町 14 名）
 - ・令和元年台風 15 号の支援
南房総市に初動対応の人員派遣
第 6 陣まで合計 13 名の職員（都・公社 11 名、八王子市 2 名）を派遣
千葉県南房総市、富津市、館山市及び鋸南町に収集運搬の支援
令和元年 9 月 26 日から 10 月 27 日までの 287 回（22 区 4 市）
 - ・令和元年台風 19 号の支援
茨城県常陸大宮市に派遣 第 6 陣まで合計 10 名の職員を派遣



あきる野市被災状況



収集運搬支援（八王子市）

東京都災害廃棄物処理計画 改定スケジュール（予定）

12月16日 廃棄物審議会総会（第27回）

- ・会長の選任
- ・現行計画の進捗状況について
- ・諮問
- ・資源循環・廃棄物処理計画に基づく主な施策の実施状況について



- 部会等での審議

5月中旬 廃棄物審議会総会（第28回）

- ・次期計画案（中間まとめ）の提出

5月下旬 パブコメ

区市町村意見聴取



- 部会等での審議

9月上旬 廃棄物審議会総会（第29回）

- ・答申

9月下旬 新計画策定